

船用品等検査試験規則

第一条 本規則は船用品の検査試験に適用する。なお船用品でないものでも特に依頼があれば本規則を準用して検査試験を行うことがある。

第二条 本規則により検査試験を行う船用品及びそれらの検査試験の種類は表1による。特に依頼があれば別表以外の検査試験をも行う。

第三条 本規則によって行う機械試験に用いる試験機は、別に定める試験機規則に規定されている検査証明書を有するものでなければならない。

第四条 検査試験を依頼しようとする者（以下、単に「依頼者」という。）は、本会所定の検査試験申込書〔様式1〕を提出しなければならない。

第五条 依頼者は、原則として当該物品の製造者でなければならない。ただし、次の場合は製造者以外のものでもさしつかえない。

- (1) 製造者が関係しなくても規格による完全な検査を行いうる場合（試験材採取跡を補修したり、現品に熱処理を施す必要のあるとき等は、この場合に含まれない。）
- (2) 成文規格により合格か否かを判定する必要はなく、単に実際得られた成績を証明する場合

第六条

1. 検査試験を行いこれに合格した物品には、次の各号に規定する記章並びに支部マーク、検査員番号、試験番号その他必要な事項を刻印又は押印する。
 - (1) 鋼船規則又は鋼船規則に引用されている成文規格により検査試験を行い、これに合格した物品には **NR**（甲号記章）
 - (2) 鋼船規則に引用されていない成文規格又は依頼者が指定する特殊の規格又は仕様により検査試験を行い、これに合格した物品には **[NK]**（乙号記章）
2. 単に検査試験の成績を証明するために検査試験を行った場合（前項各号の検査試験に不合格となった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。）には記章 **$\frac{[NK]}{X}$** （丙号記章）、支部マーク、検査員番号、試験番号、その他必要な事項を刻印又は押印する。
3. 上記 1.及び 2.に関わらず、本会は刻印又は押印を、同等と認められる他の手段で代替する場合がある。

第七条

1. 検査試験を行いこれに合格した物品については第八条第一項の合格証明書を発行する。
2. 単に検査試験の成績を証明する場合（前条第一項

の検査試験に不合格となった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。）には第八条第二項の成績書を発行する。

第八条

1. 合格証明書には規格名をあげこれに合格したことを明示し、かつ、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 物品の名称（種別、形式等があるときはそれをなるべく詳しく記載すること）及び数量
 - (2) 物品に付した記章、支部マーク、検査員番号、試験番号及びその他の事項
 - (3) 物品の製造者及び製造年月（不明のときは「不明」と記載すること）
 - (4) 物品の製造年月が不明のときは未使用品であるか既使用品であるかの区別
 - (5) 検査試験終了年月日
 - (6) 依頼者の名称
 - (7) 物品の用途（船用又は陸用の別を明にし、船名又は船番が判ればこれを記載すること）
 - (8) 検査試験の施行場所（製造者工場〇〇試験所等と記載すること）
 - (9) 使用試験機の番号及び最近受けた検定年月
 - (10) 依頼者の特に指定する規格の数値等
 - (11) 規格にあるすべての要求事項につきその成績
2. 成績書には実際行った検査試験のすべての事項につきその成績を記載するものとする。

第九条 合格証明書の書式は別にこれを定める。

第十条 依頼者は合格証明書の再発行又は分割、複本もしくは抄本の発行を請求することができる。ただし、発行後3年以上を経過した合格証明書についてはこの限りでない。

第十一条 依頼者の要求があれば、執務時間外又は休日でも検査試験を行う。

第十二条 検査試験に要する費用はすべて依頼者の負担とする。

第十三条 検査試験のため本会職員が出張したときは依頼者から本会所定の旅費規定に基づき旅費を申し受ける。

第十四条 検査試験、証明書の再発行、分割又は書換え及び証明書の複本又は抄本の発行の手数料は、別に定めるところにより申し受ける。

第十五条 検査試験のため持込んだ現品の滅失又は毀損に対しては本会は賠償の責は負わない。

表 1 検査試験の種類

I. 金属材料試験

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	金属材料試験片	引張試験 曲げ試験 衝撃試験 硬さ試験 抗折試験 縦圧試験 リベットの縦圧試験 リベットの打展試験 管のへん平試験 管のつば出し試験 管の押広げ試験 管の縦圧試験	

II. 材料

(1) 圧延鋼材

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	普通圧延鋼材	機械試験 表面検査 寸法検査	
2	ボイラ用圧延鋼材	機械試験 表面検査 寸法検査	
3	高張力鋼材 低温用鋼材	機械試験 表面検査 寸法検査	

(2) 管

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	普通鋼管	機械試験 表面検査 寸法検査 水圧試験	
2	ボイラ管	機械試験 表面検査 寸法検査 水圧試験	特殊鋼鋼管を含む

(3) 鋳鍛材

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	普通鋼鋳鍛材	機械試験 粗削検査 仕上検査	落下試験, 鋸打試験を行うことがある
2	鋳鉄材	機械試験 粗削検査 仕上検査	
3	特殊鋼鋳鍛材	機械試験 粗削検査 仕上検査	

(4) 非鉄金属

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	非鉄金属圧延材	機械試験 表面検査 寸法検査 水圧試験	引抜製品を含む
2	非鉄金属鋳鍛材	機械試験 粗削検査 仕上検査	

(5) 防火構造関係材料

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	パネル (A 級, B 級)	鋼船規則による諸試験検査	
2	甲板被覆材料	同上	
3	塗料	同上	

(6) 雑

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	溶接材料	鋼船規則による諸試験検査	
2	鋼製リベット	打展試験 表面検査 寸法検査	リベットは本会の証明書を有するリベット材から製造するのを原則とする
3	発条	表面検査 圧縮検査	

III. 艀装品

(1) 艀装品

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	ボイラ	材料試験 溶接施工試験及び 放射線透過検査 水圧試験 構造検査	(1) 船級船用ボイラは除く (2) 排ガスボイラ, 排ガス加熱器等を含む
2	原動機	水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	(1) 船級船用主機を除く (2) 材料試験を行うことがある
3	熱交換器	溶接施工試験及び 放射線透過検査 水圧試験 構造検査	材料試験を行うことがある
4	火なし圧力容器	同上	同上
5	送風機, 圧縮機, 清浄機, 冷凍機等	水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	同上
6	排気タービン過給機 及び掃気ブロワ	材料試験 水圧試験 釣合試験 試運転 開放検査	船級船主機用を含む
7	揚錨機, 揚貨機, 係船機 及び起重機等の運搬機械	水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	材料試験を行うことがある
8	操舵機	材料試験 水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	
9	操舵テレモータ	水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	
10	ポンプ	水圧試験 構造検査 試運転 開放検査	材料試験を行うことがある
11	油タンク	水圧試験 構造検査	

番号	品名	検査試験の種類	備考
12	内燃機関用部品 (シリンダ, シリンダカバ, ライナ, シリンダブロック, ピストン)	水圧試験 構造検査	材料試験を行うことがある
13	弁及びコック類	水圧試験 蒸気通気試験 又は水密試験 構造検査	材料試験を行うことがある
14	プロペラ	材料試験 仕上検査 ピッチ計測 釣合試験	
15	カーゴブロック チェーンブロック	構造検査 荷重試験	

(2) 電気機器及びケーブル

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	発電機	鋼船規則による 諸試験検査	
2	電動機及びその制御用機器	同上	
3	変圧器	同上	
4	配電盤及び充放電盤	同上	
5	防爆形機器	同上	
6	電線	同上	

(3) 計器類

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	圧力計	圧力試験	
2	真空計	同上	

(4) 鋼製倉口蓋

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	鋼製倉口蓋	鋼船規則による 諸試験検査	

IV. 船用品

番号	品名	
1	船燈	甲種しょう燈, 乙種しょう燈, 丙種しょう燈, 甲種げん燈, 乙種げん燈, 丙種げん燈, 甲種両色燈, 乙種両色燈, 甲種白燈, 乙種白燈, 丁種白燈, 甲種船尾燈, 乙種船尾燈, 紅燈, 緑燈, 甲種紅色閃光燈, 乙種紅色閃光燈, 水先燈, 水先紅燈, 操舵目標燈
2	船燈部分品	無色透鏡, 無色円筒形ガラス, 無色なつめ形ガラス, 無色球形ガラス, 着色円筒形ガラス, 着色そう入ガラス, 電球
3	信号装置等	自己点火燈 (電池式, 発炎式), 自己発煙信号, 落下さん付信号, 火せん, 信号紅炎, 発煙浮信号, 落下さん付信号用けん銃, 信号燈, 黒球, 黒色円すい形象物, 紅色円すい形象物, 黒色円筒形象物, 白色菱形形象物, 紅色球形形象物, 国際信号旗, 国際信号旗用布地, 霧中号角, 号鐘
4	救命器具	第1級発動機付救命艇, 第2級発動機付救命艇, 機械推進装置付救命艇, オール式救命艇, 端艇, 甲種膨脹式救命いかだ, 乙種膨脹式救命いかだ, 固型救命いかだ, 救命浮器, 救命浮環, 救命胴衣 (膨脹式, その他), 救命索発射器
5	救命器具部分品	救命索, 浮力材料, 救命いかだ用布地, 救命浮環用布地, 救命胴衣用布地, 救命索発射器用ロケットまたは弾丸, 救命艇用空気箱
6	救命器具付属品	離脱装置, 応急医療具, 日光信号鏡, 手動ポンプ, シーアンカー, 水密電気燈, 探照燈, 保護カバー, 海水電池
7	救命器具進水装置	ボードダビッド, ボートウインチ, 救命いかだ進水装置, 救命浮器進水装置
8	消火器及び部分品	固定式消火器, 移動式消火器, 持運び式消火器, 簡易式消火器, 消火剤
9	消火器具	防煙マスク, 防煙ヘルメット, 自蔵式呼吸具, 消火ポンプ, 非常ポンプ, 消火ホース, ノズル, 可燃性ガス検定器, 可燃性ガス探知器, 可燃性ガス探知装置, 安全燈, 清浄かん, 酸素発生かん, 国際陸上施設連結具, 命綱, 酸素容器
10	倉口覆布及び部分品	倉口覆布, 防水布地, 布地, 防水剤
11	火災探知装置及び部分品	火災探知装置, 電気サーモスタット, 空気管, 警報装置, 検出器, 探知装置, 手動火災警報機
12	固定式消火装置部分品	操作弁, 三方弁, 炭酸ガス容器, スプリンクラ, ヘッド, 噴霧ノズル, 泡発生機, 発砲剤
13	航海設備	磁気コンパス (自差修正装置を有するもの, 自差修正装置を有しないもの), 磁気コンパス羅盆, 磁気コンパス自差修正装置付架台, 六分儀, 測程機械, 測深機械, 測鉛, テレグラフ (単式, 複式)
14	げん窓及び部分品	げん窓, ガラス, 内蓋
15	倉口蓋板	

V. 錨, 鎖, 索

番号	品名	検査試験の種類	備考
1	錨	鋼船規則による諸試験検査	
2	鎖	同上	シャックルを含む
3	索類	同上	鋼索, 麻索, 合成繊維索を含む

様式 1

受付番号 _____

検 査 試 験 申 込 書	
日本海事協会 御中	年 月 日
(依頼者名印) (住 所)	
下記の品貴会船用品等検査試験規則により検査試験の上証明書を発行されたい。	
品 名	
主 要 寸 法	
数 量 及 び 重 量	
製 造 者	
製 造 年 月	年 月
製 造 番 号	
使 用 者	
用 途	
検 査 試 験 の 規 格	
検 査 試 験 の 種 別	
検 査 試 験 を 受 け る 場 所	
検 査 試 験 日 時	年 月 日
使用試験機番号及び証明書有効満了年月日	第 号 証明書有効満了年月日 年 月 日
備 考	
注 1 品名欄には型式、種別があるときはなるべく詳細に記入のこと（型式承認品の場合はその番号を記入すること。） 2 主要寸法の欄には品物に応じその大きさを示す為、容量、長さ、馬力、径等を記入のこと。 3 使用者の欄には当該物品を使用せんとする者の名称又は氏名（販売を目的とし在庫品となる場合は「未定」と記入のこと。） 4 用途の欄には船用又は陸上用と記入のこと、船用の時は船名又は造船番号を記入のこと。 5 検査試験の規格の欄には鋼船規則（編章等を併記）、日本工業規格（番号を併記）、錨試験規程、鎖試験規程、船用品試験機試験規程等受けようとする検査試験の規格を明記すること。 6 検査試験の種別の欄には材料試験、水圧試験、構造試験、試運転等の別を記入のこと。 7 使用試験機番号の欄には試験機規則による証明書に記載してある試験機番号及び証明書有効期間満了年月日を記入のこと。 8 本申込書は成るべく物品 1 個につき一通作成のこと。	

改正規則及び同規則の附則

2021年12月31日までに制定された船用品等検査試験規則の一部を改正する規則の主な内容及び同規則の附則は、次のとおりである。

I 2021年6月30日付改正（規則 第18号）

第六条

3.を加えた。

附則

1. この規則は、2021年7月1日から施行する。

船用品等検査試験規則

規
則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

2021年6月30日 規則 第18号
船用品等検査試験規則の一部を改正する規則

「船用品等検査試験規則」の一部を次のように改正する。

第六条

3.として次の1項を加える。

- 1.検査試験を行いこれに合格した物品には、次の各号に規定する記章並びに支部マーク、検査員番号、試験番号その他必要な事項を刻印又は押印する。
 - (1)鋼船規則又は鋼船規則に引用されている成文規格により検査試験を行い、これに合格した物品にはMR（甲号記章）
 - (2)鋼船規則に引用されていない成文規格又は依頼者が指定する特殊の規格又は仕様により検査試験を行い、これに合格した物品には〔NK〕（乙号記章）
- 2.単に検査試験の成績を証明するために検査試験を行った場合（前項各号の検査試験に不合格になった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。）には記章 $\frac{[NK]}{X}$ （丙号記章）、支部マーク、検査員番号、試験番号、その他必要な事項を刻印又は押印する。
- 3.上記1.及び2.に関わらず、本会は刻印又は押印を、同等と認められる他の手段で代替する場合がある。

附 則

1. この規則は、2021年7月1日から施行する。